

議案第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年(2023年)9月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第19条第5項中「現在。」の次に「第20条第4項及び」を加える。

第20条第3項後段中「、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの」を削り、「当該各号に定める額」を「次の各号に掲げる額の合計額」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 前2項の職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前2項の職員(定年前再任用短時間勤務職員に限る。)の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

第20条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第5項及び」及び「において準用する第19条第5項」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

第26条第8項後段中「給料の月額」を「給料」に改める。

附則第46項中「第20条第4項」を「第20条第5項」に改める。

別表第7中「6, 930円」を「7, 010円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第7の規定は、令和5年10月1日から適用する。

議案第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(期末手当) 第19条 (略) 2～4 (略) 5 第3項の期末手当基礎額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。_____附則第24項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 6・7 (略) (勤勉手当) 第20条 (略) 2 (略) 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、<u>その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額</u> _____ を超えてはならない。 (1) <u>前2項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</u> <u>当該職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額</u> (2) <u>前2項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員</u> <u>当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</u> 4 第19条第5項及び第6項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは「第20条第4項において準用する第19条第5項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第19条 (略) 2～4 (略) 5 第3項の期末手当基礎額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。<u>第20条第4項及び附則第24項第3号において同じ。</u>)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 6・7 (略) (勤勉手当) 第20条 (略) 2 (略) 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の _____ <u>総額は、次の各号に掲げる額の合計額</u> _____ を超えてはならない。 (1) <u>前2項の職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)</u> <u>が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に100分の100を乗じて得た額の総額</u> (2) <u>前2項の職員(定年前再任用短時間勤務職員に限る。)</u> <u>の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</u> 4 <u>前項の勤勉手当基礎額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</u> 5 第19条 _____ 第6項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは「第20条第4項 _____ 」と読み替えるものとする。</p>

5 (略)

第26条 (略)

2～7 (略)

8 第19条から第19条の3までの規定は、前項の期末手当について準用する。この場合において、第19条第5項中「職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「月額で報酬を定める会計年度任用職員が受けるべき第26条第1項の規定による報酬の額、附則第35項及び第36項の規定により当該報酬の額に加算する額並びに同条第4項において準用する第11条の2の規定により当該報酬の額に加算する額の合計額」と読み替えるものとする。

9・10 (略)

附 則

46 附則第42項又は前2項の規定による給料を支給する職員に対する第19条第6項(第20条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第42項(附則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第44項又は第45項の規定による給料の額との合計額」とする。

別表第7(第27条関係)

日額報酬表

【別記 参照】

備考

1～3 (略)

6 (略)

第26条 (略)

2～7 (略)

8 第19条から第19条の3までの規定は、前項の期末手当について準用する。この場合において、第19条第5項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「月額で報酬を定める会計年度任用職員が受けるべき第26条第1項の規定による報酬の額、附則第35項及び第36項の規定により当該報酬の額に加算する額並びに同条第4項において準用する第11条の2の規定により当該報酬の額に加算する額の合計額」と読み替えるものとする。

9・10 (略)

附 則

46 附則第42項又は前2項の規定による給料を支給する職員に対する第19条第6項(第20条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第42項(附則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第44項又は第45項の規定による給料の額との合計額」とする。

別表第7(第27条関係)

日額報酬表

【別記 参照】

備考

1～3 (略)

【別記】

(現行)

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	6,930円
軽作業員	6,930円
調理補助員	6,930円

(改正案)

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	7,010円
軽作業員	7,010円
調理補助員	7,010円

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の改正概要

1 改正理由

- (1) 兵庫県の最低賃金が改定見込みであることを踏まえ、日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬額が最低賃金額を上回るよう条例改正を行う。
- (2) 一般職の職員に支給されている勤勉手当の基礎額に扶養手当を算入している取扱いは、勤勉手当の趣旨及び地方公務員の給与は国等の職員の給与を考慮して定めるべきという均衡の原則に即しておらず、不適正な給与制度を是正する必要があるため条例改正を行う。

2 改正内容

- (1) 現行の報酬額で改定後の最低賃金額を下回る見込みである職種について、以下のとおり報酬額を改定する。
事務員、司書補助、軽作業員及び調理補助員の経験年数2年以下区分の報酬額を現行の日額6,930円から7,010円に改定する。
- (2) 国及び兵庫県の取扱いに準じて、一般職の職員に支給されている勤勉手当の基礎額に扶養手当を算入しない取扱いに改正する。

【現行】

勤勉手当の基礎額

$$= (\text{給料月額} + \text{扶養手当}) \times 1.15 + \text{給料月額} \times 1.15 \times \text{職務段階別加算率}$$

【変更後】

勤勉手当の基礎額

$$= \text{給料月額} \times 1.15 + \text{給料月額} \times 1.15 \times \text{職務段階別加算率}$$

3 施行日及び実施時期

- (1) 公布の日から施行し、最低賃金の改定予定日に合わせて、令和5年10月1日から適用する。
- (2) 公布の日から施行し、令和5年12月期勤勉手当から実施する。



兵庫地方最低賃金審議会の意見に関する公示

兵庫労働局一般公示第21号

令和5年8月7日、兵庫地方最低賃金審議会から兵庫県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項及び第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、兵庫県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条第2項の規定に基づき令和5年8月22日までに兵庫労働局長あて（神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー16階）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和5年8月7日

兵庫労働局長 金 刺 義 行

記

兵庫県最低賃金の改正決定に係る兵庫地方最低賃金審議会の意見の要旨

兵庫県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,001円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり
(令和5年10月1日)